

# 移行による読み替え規程

一般社団法人日本自動認識システム協会

## (目的)

第 1 条 この規程は、公益法人法改正により社団法人日本自動認識システム協会（以下「社団法人」という。）から一般社団法人日本自動認識システム協会（以下「一般社団法人」という。）の文書取扱いの円滑化を図るため、社団法人を一般社団法人へ読み替えて事務の効率的運営を促進することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この規程において文書とは、業務に関する一切の書類及び規程をいう。

## (読み替え規程等)

第 3 条 平成 23 年 4 月 1 日以前に発行された文書及び規程は、本規程により社団法人から一般社団法人へ読み替える。

## (変更)

第 4 条 この規程は、理事会の承認に依り、変更することができる。

## (附則)

平成 23 年 4 月 1 日施行